

政策企画室課長代理専決要綱

(趣旨等)

第1条 市役所課長等専決規程（昭和23年達第5号。以下「専決規程」という。）第11条第1項の規定による政策企画室の各課長代理（専決規程第2条第2号に規定する課長代理をいう。）の専決事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(課長代理共通専決事項)

第2条 専決規程第3条の規定に基づいて課長が専決している次の事項については、専決規程第11条第1項の規定に基づき、当該課長が指揮監督する課長代理に専決させるものとする。

- (1) 係長級以下の所属員の市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張、時間外勤務、休日勤務、休日の振替に係る命令、休憩時間の調整、休暇（病気休暇及び介護休暇及び介護時間を除く。）の承認並びに出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付に関すること

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 政策企画室課長代理専決事項（平成26年4月1日制定）は、廃止する。